

「第44回全国中学生人権作文コンテスト」福島県大会実施要領

1 名 称 「第44回全国中学生人権作文コンテスト」福島県大会

2 主 催 福島地方法務局
福島県人権擁護委員連合会
福島民報社
福島民友新聞社

3 後 援 福島県教育委員会
福島県中学校長会
福島県司法書士会
NHK福島放送局
福島テレビ
福島中央テレビ
福島放送
テレビユー福島
ラジオ福島
ふくしまFM
福島ユナイテッドFC
福島ファイヤーボンズ

4 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とします。

福島地方法務局、福島県人権擁護委員連合会、福島民報社及び福島民友新聞社では、この趣旨を踏まえ、併せて中学生及びその家族並びに地域社会において人権尊重の思想の普及高揚を図るため、福島県大会を実施するものです。

5 応募規定

(1) 対象

ア 福島県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒

イ 上記アのほか、外国人学校その他の教育施設に在学する者であって中学生に準ずる生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとします。

(3) 応募原稿の枚数

ア 学校名、学年、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とします。

外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻

訳文、墨字又は反訳文を付してください。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならないので注意してください。

イ 題名、学校名及び学年並びに氏名（ふりがな）を第1ページ右端欄外に明記してください。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とします。

(5) 応募期限等

各中学校は、応募作品を取りまとめ、別紙「送付書」とともに、

令和7年9月9日（火）（必着）までに最寄りの人権擁護委員協議会（後記のとおり）宛て提出してください。

(6) その他

ア 応募作品は、未発表のものに限ります。

イ 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象となりません。

ウ 生成AIの利活用等により自己の体験や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象となりません。

エ 本人以外の修正は行わないよう留意願います。

6 審 査

(1) 第1次審査

各人権擁護委員協議会ごとにその協議会で定めた審査員により行うものとし、各協議会は、応募数に応じて次のとおり優秀作品を選定の上、令和7年9月26日（金）（必着）までに福島県人権擁護委員連合会に送付してください。

1, 000編未満		5編
1, 000編以上	1, 300編未満	6編
1, 300編以上	1, 600編未満	7編
1, 600編以上	1, 800編未満	8編
1, 800編以上	2, 000編未満	9編
2, 000編以上	2, 200編未満	10編
2, 200編以上		11編

(2) 第2次審査 令和7年10月20日（月）

主催者が定めた審査員により行います。

(3) 入賞発表の日 令和7年10月24日（金）

(4) 県大会表彰式 令和7年11月26日（水）

7 表 彰 等

(1) 県大会表彰（予定）

① 最 優 秀 賞 2編

内訳 福島地方法務局長賞 1編

福島県人権擁護委員連合会長賞 1編

※ただし、応募総数が7,000編未満の場合には、最優秀賞1編とします。

② 優 秀 賞 若干編

内訳 福島民報社賞 1編

福島民友新聞社賞	1 編
福島県教育委員会教育長賞	1 編
福島県司法書士会会長賞	1 編
NHK福島放送局賞	1 編
福島ユナイテッドFC賞	1 編
福島ファイヤーボンズ賞	1 編
優 秀 賞	若干編

③ 奨 励 賞 若干編

※ 受賞者には、表彰状及び副賞を贈呈するとともに、応募者全員に参加賞を贈呈します。

(2) 中央大会（法務省・全国人権擁護委員連合会）への推薦

福島県大会の優秀な作品から2編（ただし、応募総数が7,000編未満の場合には1編）を選定し、「全国中学生人権作文コンテスト中央大会」に推薦します。

なお、中央大会における表彰（予定）は、次のとおりです。

① 内閣総理大臣賞	(1 編)
② 法 務 大 臣 賞	(1 編)
③ 文 部 科 学 大 臣 賞	(1 編)
④ 法 務 副 大 臣 賞	(1 編)
⑤ 法務大臣政務官賞	(1 編)
⑥ 全国人権擁護委員連合会会長賞	(1 編)
⑦ 一般社団法人日本新聞協会会長賞	(1 編)
⑧ 日本放送協会会長賞	(1 編)
⑨ 法 務 事 務 次 官 賞	(3 編)
⑩ 法務省人権擁護局長賞	(25 編)
⑪ 奨 励 賞	(若干編)

※ 中央大会感謝状

代表作品の応募者が在学する中学校等及び感謝状を贈呈する相当の理由があると認められる中学校等に対しては、中央大会主催者から感謝状が贈呈されます。

8 そ の 他

- (1) 応募作品は、返却しません。
- (2) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- (3) 本大会における入賞作品については、応募者の学校名及び氏名（下記(4)の場合を除く）、応募作品の題名を一般に公表する（報道機関、地方公共団体の広報誌等）とともに、最優秀賞及び優秀賞の受賞作品については作品集、報道機関、当局ホームページ等において作品の内容を公表します。その他の応募作品についても、公表することがあります。また、各協議会入賞作品についても作品集において公表することができるものとします。
 なお、作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。
- (4) 作品の公表に当たっては、応募者の意向に基づき「学校名」、「学年」、「氏名」を非公表とすることがあります。
- (5) (3)について不都合がある場合は、あらかじめ申し出てください。
- (6) 応募等に際し、御不明な点などがある場合には、福島地方法務局人権擁護課、

各支局又は各協議会（後記のとおり）へお問い合わせ願います。

《 人 権 擁 護 委 員 協 議 会 一 覧 表 》

- 福島人権擁護委員協議会（管轄市町村 福島市・伊達市・二本松市・本宮市・伊達郡・安達郡）
〒960-0103 福島市本内字南長割1-3
福島地方法務局人権擁護課内 Tel 024-534-1994
- 相馬人権擁護委員協議会（管轄市町村 相馬市・南相馬市・相馬郡）
〒976-0015 相馬市塚ノ町1-12-1
福島地方法務局相馬支局内 Tel 0244-36-3413
- 郡山人権擁護委員協議会（管轄市町村 郡山市・田村市・田村郡・須賀川市・岩瀬郡・石川郡のうち玉川村・平田村）
〒963-8539 郡山市希望ヶ丘31-26 郡山第2法務総合庁舎
福島地方法務局郡山支局内 Tel 024-962-4500
- 白河人権擁護委員協議会（管轄市町村 白河市・西白河郡・東白川郡・石川郡のうち石川町・浅川町・古殿町）
〒961-0074 白河市字郭内1-136
福島地方法務局白河支局内 Tel 0248-22-1201
- 若松人権擁護委員協議会（管轄市町村 会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・河沼郡・大沼郡）
〒965-0873 会津若松市追手町6-11
福島地方法務局若松支局内 Tel 0242-27-1498
- いわき人権擁護委員協議会（管轄市町村 いわき市・双葉郡）
〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11
福島地方法務局いわき支局内 Tel 0246-23-1651

送 付 書				
学 校 名				
所 在 電話・FAX番号	電話	FAX		
学 校 長 名				
作 品 総 数	全 編 (注①)	作品総数の 学年別内訳	1 学年	編
			2 学年	編
			3 学年	編
備 考	送付作品数 (注②) 担当教諭名			
主催者に対する要望等				

※注①の作品総数は、選抜して送付する作品数ではなく、生徒から提出のあった作文数を記入します。また、注②の送付作品数は、送付する作品数を記入しますが、作文の選抜をしない限り、注①及び注②は同じ数字となります。